

別紙

秋田・山形視察支出経費内訳

視察日 8月6日・7日・8日

- 視察研修費 46,200 円
シェアビレッジプロジェクト（現場の視察、講和など）
- 航空券代 244,200 円
伊丹空港→秋田空港 111,600 円（8月6日）
山形空港→伊丹空港 132,600 円（8月8日）
- レンタカー代 46,300 円
WB クラス 3 日間
- 宿泊代 192,400 円
アルバートホテル秋田（1泊食事無） 76,000 円（8月6日 1人 19,000 円）4名分
アルバートホテル秋田（1泊食事無） 36,000 円（8月6日 1人 18,000 円）2名分
ホテルキャッスル山形（1泊食事無） 80,400 円（8月7日 1人 13,400 円）
- 業者取扱手数料 6,480 円
- レンタカー 5,800 円
保険料 1,620 円
ガソリン代 4,180 円
- 高速道路通行料金 11,570 円
五城目八郎潟料金所 1,390 円
秋田北料金所 820 円
横手料金所 1,840 円
十文字本線料金所 460 円
中国池田料金所 3,530 円
宮津天の橋立本線料金所 3,530 円
- 駐車料金 4,380 円
アルバートホテル秋田 680 円
伊丹空港 3,700 円
- 自家用車ガソリン代 3,508 円
- 合計 560,838 円

(別紙)

移住・定住政策の調査及び研修の概要

視察地 五城目役場

秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1 (☎ 018-852-5411)

現地視察 地域活性化センター、シェアビレッジ

視察者 松本経一 由利敏雄 藤田 太 和田正幸 水野孝典 平井邦生

視察内容

I 五城目町の概要

1995年(昭和30年)3月31日に五城目町馬場目村・富津内村・内川村・大川村が合併してできた町である。当時の人口は、19,761人、面積は210,12k㎡。2018年4月1日現在の人口は、8,890人であり、63年間で10,871人の減少となっている。

本町は、秋田市から北に30kmにあり、東部には山間部が、西部には市街部や田園が広がっている。国道285号線が中心部を通過し、沿道には町役場、警察署、高校等がある。急峻

な山岳地帯から肥沃な水田地帯まで変化の富んだ農業と林業の農山村であるとともに、中心部には約500年の伝統を誇る露店朝市(0.2.5.7のつく日に開催)が栄え、製材、家具、建具、打刀物、醸造業と商店が発達している。



【五城目町役場】

II 調査研修テーマ『五城目ひと・しごと創生総合戦略』

1 五城目町の移住・定住に関する主な施策

(1) 町外から移住し、「起業」や「事業所移転」する人に対する支援

対象者は、五城目町に移住し、平成30年度中に起業や事業所移転する人、五城目町に移住して3年以内の人で、今年度中に起業する人を対象としている。補助率2分の1で、1件について50万円以内となっている。

(2) 町外から移住し、起業等をする人の家賃や除雪排雪等の経費を支援

対象者は、町外から移住し、平成30年度中に起業や事業所移転をする人について、補助率2分の1、1件について12万円以内となっている。

(3) 空き家の利活用と移住定住を推進するためのイベント支援

五城目町に移住または移住予定の人に対して、五城目町内に所在する空き家を使って一般の人が参加できるイベントの開催等に要する経費の一部を補助する。1件につき25万円を限度として、1万円単位で補助をしている。

2 子育て支援

(1) 花咲かせ隊（メンバー9人）

ア 独身男女の出会いの機会創出につながる活動

イ 独身男女の交際から結婚に至るまでの支援活動

ウ その他結婚支援につながる活動

(2) 五城目町出会い応援事業

既婚者も独身者も一緒に楽しむ会としてイベントを開催している。2016年度に実施されたイベントとして、「野鳥の森でパーリー」（参加138名）、「怪談ないと」（参加25名）、「天洋ナイト」（参加31名）、「チョコレートナイト」（参加71名）、2016年度は全体集客265名、カップルとして3組成約している。



【創生総合戦略の研修】

3 廃校を利用した地域活性化支援センター

地域活性化支援センター（BABAME BASE）は、138年の歴史を持つ旧馬場目小学校を活用した地域のエネルギーを生み出す拠点である。平成25年3月馬場目小学校が閉校。この小学校は平成12年度に完成してから築13年での廃校である。このセンターは、大規模製造業の誘致だけでなく、小規模企業、ベンチャー企業、若手経営者の誘致も始めようとスタートした。幸い「地域の元気臨時交付金（10/10）」が交付され、改修費2,000万円を確保した。元々馬場目小学校として建設されたこの木造2階建ての校舎は、地元産木材がふんだんに使われているため、木の持つ温もりが感じられる。延床面積2,600㎡、暖房設備のある体育館は630㎡ある。



【学校の跡地を活用した支援センター】

(1) 経過

ア 平成25年3月議会で、センター設置条例案と施設改修予算案を可決

イ 平成25年4月からセンターの営業を開始。町内外の企業を訪問するとともに、千代田区を拠点に営業活動

ウ 平成25年10月、地域活動支援センター開設。



賃料等

・オフィス 11 室 月額 20,000 円、

事業支援棟月額 30,000 円、光熱水費は自己負担 【広々とした廊下】

エ 開設時に 3 社の入居が決定（町の雇用 5 人、移住者 3 人）

オ 平成 26 年度、支援センターを活動拠点とする地域おこし協力隊を 3 人採用、
任務は、移住定住、雇用、6 次産業化である。

(2) 地域活性化支援センター開設後の状況

センターを開設した結果、町で法人登記した企業 8 社、町の雇用 16 人（内、五城目町民 9 人）また、9 世帯 22 人がセンター関係で移住している。地域おこし協力隊は任期後に定住している。平成 26 年度から 44 人が移住したことになる。今や地域活動支援センターは年間約 5,000 人が訪れ、地域と交流する一大拠点となっている。（平成 25 年度 952 人、平成 26 年度 5,196 人、平成 27 年度 4,837 人、平成 28 年度 5,791 人、平成 29 年度 5,755 人。）

(3) 企業等の入居状況

現在 13 社の移住企業家や地元企業が入居している。また、地域おこし協力隊の活動拠点でもあり、一般公開の勉強会やイベント、地域交流の基点としても活用されている。現在は 13 社が入居している。この支援センターを契機として、シェアビレッジや、カフェ、パン工房、酒蔵に隣接したお酒の試飲や購入ができるカフェなどを始めた人、キイチゴビールや高級キイチゴジャムを作ったひとなど、平成 26 年度から 11 件の起業が観られる。これらはすべてご縁（つながり）の賜物と町関係者は総括している。

3 空き家の活用について（シェアビレッジ）

シェアビレッジ町村は五城目町馬場目字町村 4 9 に所在する築 135 年の古民家である。この古民家は茅葺古民家写真集の表紙を飾ったり、観光キャンペーンにも使われた立派な家であるが、茅葺の維持が困難で、居住者もいないことから解体も検討されていた。

この古民家に着目し、「年貢を納めて村民になろう！」とのキャッチフレーズを掲げ、クラウドファンディングという手法で資金を集めた。

40 都道府県の 862 人から賛同者を集め、短期間に 700 万円以上の寄付を集めてスタートした。その後 3 年が経過し、現在、1,100 人以上が村民（会員）となっている（その 8 割以上が秋田県外に在住）。またその大半が 20 代から 30 代というのも特徴である。

シェアビレッジには、自炊できるスペースや最新式の風呂、トイレが備わり、快適に宿泊できる。草取りなども村民が自分の家の仕事として自主的に行う。



【シェアビレッジ】

古民家維持の仕組みは、何といたってもその優れたアイデアと意表を突いたネイミングにある。五城目町を訪れた人が気軽に宿泊しながら、地域の暮らしを体験し、町の人たちと交流ができる場として、町と他の地域をつなぐ窓口としても機能している。

(1) 年貢

誰でも年会費 3,000 円を納めると村民になることができる。村民は自分の好きなときにシェアビレッジへ行き、畑仕事をしたり、かまどでご飯を炊いたり、村のイベントへの参加や、宿泊も可能である。なお、年貢には普通ランクから上級ランクまで各種（ブロンソン、シルソン、ゴールソン）あり、上級ランクの村民にはそれに応じた特典がつく。

(2) 寄合

村民になってもなかなか村にいけない村民（会員）のために、東京都などで定期的に飲み会（寄合）を開催している。

(3) 里帰り

村民同士が仲良くなることで生まれる里帰り。【シェアビレッジの講義】年 1 回の村祭り（《一揆》）や稲刈りイベントに参加して村民意識を強める。



【第二の村】香川県三豊市仁尾町にある築 100 年の瓦葺き古民家

運営組織

- 株式会社 kedama（こだわりの厳選米を産地直送する web サイト torao.jp を運営。代表者 武田昌大）
- ハバタク株式会社（共創型教育プログラムの企画・運営、新規事業開発コンサルティング。代表者 丑田俊輔）

Ⅲ 所見

五城目町は 1960 年（昭和 35 年）には人口が 2 万人を超えていたが、その後、減少に転じ、平成 27 年国勢調査では 9,481 人と最盛期の半分以下となっている。町全体の 8 割が山林で、かつては木材の町、職人の町として聞こえたが、過疎化、少子高齢化が急速に進む。こうしたなか、町では危機感をもって町の再生に取り組んでいるが、そのキーワードとも言えるのが「ご縁（つながり）」と町の担当者は言う。ウェブやネットの高度に発達した現代ではあるが、五城目町ではこうしたツールも最大限生かし、朝市の伝統を受け継ぎながら、むしろ人と人の直接的な出会い、ふれあい、つながりを大切に、口コミを通じて人と人の強い結びつきを取り戻そうとしているように思われる。静かで素朴なまちの雰囲気の中にも、起死回生を目指す町の心意気を感じ、大いに触発された。

政策条例～スポーツ立市よこて～の調査及び研修の概要

視察地 横手市役所

秋田県横手市中央町 8 番 2 号 (☎ 0182-35-32162)

視察者 松本経一 由利敏雄 藤田 太 和田正幸 水野孝典 平井邦生

視察内容

I 横手市の概要

横手市は、秋田県南部の奥羽山脈や出羽丘陵などに囲まれた横手盆地の中央にあります。市内には一級河川の雄物川や横手川が流れ、美しい田園風景が広がる日本でも有数の穀倉地帯です。四季の変化に富み、多様な作物の生育に適しています。また、冬の伝統行事「かまくら」に象徴されるように日本海側有数の豪雪地帯としても知られている。古くは、旧石器時代からの遺跡が数多くある他、中世には武士の台頭を予感させる「後三年合戦」の舞台となる等、歴史上重要な出来事が起こりました。江戸時代



【横手市の議場】

には、秋田藩の南部における交通の要衝として商業面でも大いに栄えました。平成 17 年 10 月 1 日、近隣 8 市町村（横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村）が合併し、秋田県第二の人口となりました。現在は、人口 91,022 人（平成 30 年 3 月末現在）、産業は、第三次産業（59%）、第二次産業（25%）、第一次産業（16%）となっている。

II 調査研修テーマ『政策条例～スポーツ立市よこて～』

「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

1 条例制定の経緯

横手市議会では、一般質問などで、スポーツによるまちづくりの必要性が提言されてきた。スポーツ合宿・各種大会の誘致、スポーツ立市宣言などである。これを具体化するために平成 25 年 3 月に、条例が議員全員により提案され、全会一致で可決、成立した。

- ・平成 22 年～ 一般質問など 3 名の議員が積極的に政策提言
- ・平成 23 年 行政視察（産業建設常任委員会）愛媛県西条市「合宿都市構想」
- ・平成 24 年 スポーツ立市条例制定検討会議を立ち上げ（議員 8 名）
関係する市の部局や体育協会などと意見交換
- ・平成 25 年 市議会 3 月定例会へ提案・可決
教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

2 条例の内容

(1) 条例の特徴

ア 条例は、スポーツ振興についてまちづくりに関する他分野の施策と有機的な連携を持たせ、総合的な施策として展開する基本目標・方策を定め、執行機関、議会、市民等、スポーツ関係団体、市民関係団体・事業者の役割を明らかにしている。

イ スポーツで「育む健康立市」「賑わう交流立市」「深める協働立市」「誇れる文化立市」を基本目標として掲げている。

ウ スポーツに関しては担当部局に限定せず部局横断の取り組みを行い、主体間の連携などなどの基本方策をうたっている。

(2) 条例の具体的な内容

ア 趣旨

スポーツが持つ多様な効果を活かし、市民と行政が一体となってまちづくりを推進する。

イ スポーツがもたらすめぐみ

- ・ 夢や希望、感動を与える世界共通の文化
- ・ 健康維持、生活習慣病の予防、高齢者の生きがい
- ・ 市民同士の連帯感の醸成
- ・ 大会・合宿誘致による地域経済の活性化

ウ 4つの基本方針

- スポーツで育む健康立市
全ての市民が、生涯を通してスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むこと
- スポーツで賑わう交流立市
全国大会の誘致、スポーツイベントの積極的な開催に取り組むこと
- スポーツで深める協働立市
適切な役割分担のもと、各種スポーツ施設を適切に整備・管理・活用し、持続可能な運営に取り組むこと
- スポーツで誇れる文化立市
スポーツ人口の底辺拡大、選手や指導者の育成、地域の連帯感や郷土意識の醸成に取り組むこと
- 市や議会が連携した、スポーツによるまちづくり
- スポーツ環境の充実
スポーツに親しめる仕組みづくり、既存スポーツ施設の適切な維持管理、スポーツ週間、スポーツ大賞



【政策条例の研修】

- スポーツに関する事業をスポーツ担当部局に限定しない、部局を横断した取り組み

3 スポーツ関係事業（平成 30 年度）

(1) スポーツ振興

ア スポーツ賞・団体への支援

横手市の体育・スポーツの振興に著しく貢献した市民、団体を表彰するとともに、スポーツ競技大会で全国大会や東北大会に出場した場合には、補助金による支援を行う。

イ スポーツ推進委員

76 名のスポーツ推進委員が在籍、地域にスポーツの楽しさを伝え、誰もがスポーツしやすい環境をつくるため、地域で事業の企画・運営・指導などを行っている。

(3) 市民スポーツ振興

各種スポーツ大会開催費を市が支援している。（よこてシティハーフマラソン、競技団体主催の大会、各地域開催事業）

(4) スポーツのまちづくり事業

市民の健康づくり、大会誘致を通じて、交流機会の提供や交流人口の拡大を図っている。（チャレンジデー、バレーボール教室、イースタン公式戦、北日本ブロック卓球大会、高校バスケット大会、小学生ハンドボール交流大会など）

(5) スポーツのまちづくり事業

バトミントクイーンズサーキット大会、秋田ノーザンハピネッツ交流会 in 横手、高校や大学の野球部の合宿など

(6) スポーツ交流事業

両市民のスポーツの理解と友情を深め、スポーツの発展と親睦を推進するとともに参加者相互の親睦を図り、明るいまちづくりに寄与する。

(7) 競技スポーツパワーアップ事業

横手わか杉カップ東日本中学校バレーボール大会、チャンピオンズカップ横手東北中学校新人バスケットボール大会、各種スポーツクリニック、楽天イーグルス野球塾など

(8) ホストタウン事業

ホストタウン相手国としてインドネシア共和国と青少年スポーツ交流を行い、経済交流の可能性を探る。また、オリンピック出場経験者等による講演会を開催している。

(9) 施設管理

利用者が安全に安心して施設を利用し、スポーツを楽しめる場を提供している。（野球場 4、体育館 4、陸上競技場、グラウンドゴルフ場など）

Ⅲ 所見

この条例制定の経緯の説明を聴くなかで教訓となったことは、議会が独自のまちづくりの視点を抱き、政策条例を議員提案する土壌こそが議会改革であるとの強い姿勢が感じられた。また、本条例には、ドラマがあった。スポーツは、原則、教育委員会の所管事務である。学校の体育を除き、スポーツを市長部局で扱うために、「教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例」を制定した。このことは、議員たちの熱意により、難色を示していた教育委員会を動かすことに繋がった結果と言える。究極的には、議員が住民の声を聴き、福祉実現のために動く意欲があるのかどうかが一番必要である。本市の議会に置いても政策立案機能を向上させていくことが今後の課題であると強く感じた。

住宅リフォーム総合支援事業の調査及び研修の概要

視察地 山形市役所

山形県山形旅籠町二丁目3番25号 (☎ 023-642-8404)

視察者 松本経一 由利敏雄 藤田 太 和田正幸 水野孝典 平井邦生

視察内容

I 山形市の概要

昭和29年には近接12カ村を合併して広域行政の端をひらき、現在の規模となっている。平成元年には市制施行100年を迎え、平成4年には、べにばな国体の開催、山形新幹線の開業、東北芸術工科大学の開学、さらに市立病院済生館の改築、また平成6年には山形ビッグウイング（山形国際交流プラザ）のオープンと、大きなプロジェクトが相次いで花開いた。

平成8年には、「新重点プロジェクト～環境先進都市をめざして～」を測定し、各般の施策を推進してきた。平成27年度には、村山地方の中核都市として地方創生を牽引する役割を果たし、圏域の人口減少を食い止めるため、

市の第2期経営計画を見直し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせ、『世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」の実現』に向け、山形市発展計画を策定した。

現在は、めざす将来都市像を『みんなで創る「山形らしさ」が輝く』まちとし、その実現に市民、事業所、行政の共創により取り組みを進めている。人口253,832人、第3次産業が中心の市である。



【山形市役所】

II 調査研修テーマ『住宅リフォーム総合支援事業』

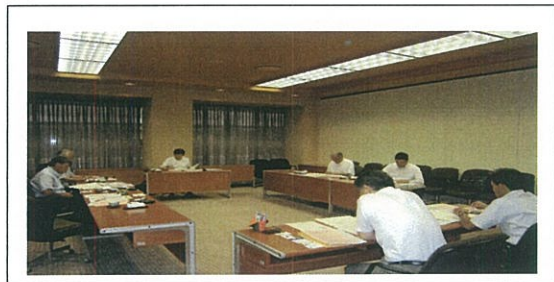
1 事業の目的

市民の居住環境の質の向上及び市内の住宅関連産業を中心とした経済の活性化を図るため、リフォーム工事を行う市民に補助金を交付する。補助金対象者は山形市に住民登録をし、居住実態のあるもの。(空き家をリフォームして実績報告までに居住するものを含む)

2 事業の内容

山形県と山形市とのいわゆる県市補助という制度で、補助対象となる工事を家屋の補修、模様替えや増築工事等を行うものである。それぞれにポイントを付与し、合計点数が10ポイント以上となる物件を補助対象とする。基本的には住宅性能をアップする工事として次の工事をひとつ以上満たす要件が課されている。(補助率は20%で40万を限度としている)

- ・ 減災・耐震部分の補強
- ・ 寒さ対策・断熱化、バリアフリー化
- ・ 県産木材使用
- ・ 克雪化
- ・ 三世帯同居



3 山形市独自の軽微な住宅補修工事も含めた 【住宅リフォーム総合支援事業の研修】

工事を補助対象とする制度(補助率は50%で20万円を限度としている)

- ・ 屋根(雨どいを含む)外壁、軒天上の塗装及び修繕工事
- ・ 床(畳替え、畳表替えを含む)、壁天井の内装工事及び建具の修繕工事(障子紙、ふすま紙の張替えのみは除く)
- ・ 住宅に付属する門、塀(ブロック塀等)ならびに敷地内通路の築造及び修繕
- ・ 住宅に付属する車庫、建物の工事

4 事業を実施に対する市の考察から

県市補助の補助金は住宅性能アップ要素が強く、市独自の補助金は修繕の要素が強いといった違いがある。市の説明のなかで、個人資産に公的支援という考え方があり当初は激しい議論になったということであるが、目的の住環境の改善と地域の住宅関連産業にてこれをやるということによって事業化したということであった。人口減少対策もあり、市長が積極的であり山形市発展計画のひとつでもある。移住促進・空き家対策においては優先的に補助金の対象になり、応募者多数の場合は抽選で決定するということであった。市民の評価としては、大変喜ばれているが、なかには抽選漏れの人からのクレームもあつたりするが、結果的には高い評価を受けているということであった。行政側としては、期限を決めずに制度設計をしたために、継続事業となり厳しい財源の中で、打ち切るタイミングが難しいという現実があり、評価が高いだけに住

民業者からの声にとっても苦勞しているということであった。アドバイスを聞くと、同程度（50%補助）の補助金はやめたほうがいい、財政負担が大きい。また、制度設計するにあたっては、〇〇年までするといった期限を設けることが必要であるとのことであった。

Ⅲ 所見

住宅リフォームを含めた補助金は、市民の生活向上や補修工事などにおいても、住宅の維持などで大きな後押しとなる。また関連産業の活性化にもなり一石二鳥のように思われがちだが、今回の視察において山形市は補助金制度をつくったのはいいが、市民や業者からの評価が高く制度的にはよく見えるが、財政的には負担があり、建築業界をはじめとした関連業者が都合の良いように補助金対象を増やしていると聞く。補助金率を下げたりすることも状況的には難しく、開けた蛇口を締めれない状態であるということだった。補助金制度は市民の生活向上の後押しや市内業者の活性化のひとつの大きな手段ではあるが、制度設計をしっかりと行わないと、財政的にも負担が大きく響いてくるということがわかった。